certification, construction work or administration or utilization of aerodrome or air navigation facilities, use of aircraft, air navigation services, air transport services, aerial work services, operation, design, manufacturing, maintenance or alteration of unmanned aircraft or air transport agency business

(i)　Any person who engages in design, manufacturing, maintenance, alteration or inspection of aircraft or its items

(ii)～(x)　(略)

(2)～(4)　(略)

Article 158　(略)

(略)

附属書第１（第12条の３、第14条、第56条の２、別表第２条関係）

航空機及び装備品等の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

第１章　総則

１－１　この基準は、航空機及び装備品等の安全性を確保するために必要な強度、構造及び性能についての基準を規定する。

１－２～１－４　(略)

第４章　構造

４－１・４－２　(略)

４－３　非常装置

４－３－１　航空機は、装備品等又はその系統の予想される重大な故障に際して、これから生ずる非常事態を防止する装置を有するものでなければならない。

４－３－２　(略)

４－４～４－７　(略)

第６章　装備

６－１　一般

６－１－１　航空機は、予想される運用を安全に行うために必要な装備品等を装備したものでなければならない。

６－１－２　６－１－１の装備品等は、有効かつ確実にその機能を発揮することができるものでなければならない。

６－１－３　６－１－１の装備品等には、その種類、機能及び運用の限界について適当な標識を施さなければならない。

６－１－４　航空機の装備品等及びその系統は、航空機の安全な運用を損わないように装備しなければならない。

６－２　(略)

６－３　電気系統及び電気装備

６－３－１　(略)

６－３－２　蓄電池　蓄電池は、これに接続する装備品等が航空機の予想される運用中適正に作動するため必要な電力を供給できるものでなければならない。

６－３－３　発電機系統　発電機系統は、これに接続する装備品等が航空機の予想される運用中適正に作動するため必要な電力を供給できるものでなければならない。

examination certification, construction work or administration or utilization of aerodrome or air navigation facilities, use of aircraft, air navigation services, air transport services, aerial work services, operation, design, manufacturing, maintenance or alteration of unmanned aircraft or air transport agency business

(i)　Any person who engages in design, manufacturing, maintenance, alteration or inspection of aircraft or its parts

(ii)～(x)　(略)

(2)～(4)　(略)

Article 158　(略)

(略)

附属書第１（第12条の３、第14条、第56条の２、別表第２条関係）

航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

第１章　総則

１－１　この基準は、航空機及び装備品の安全性を確保するために必要な強度、構造及び性能についての基準を規定する。

１－２～１－４　(略)

第４章　構造

４－１・４－２　(略)

４－３　非常装置

４－３－１　航空機は、装備品又はその系統の予想される重大な故障に際して、これから生ずる非常事態を防止する装置を有するものでなければならない。

４－３－２　(略)

４－４～４－７　(略)

第６章　装備

６－１　一般

６－１－１　航空機は、予想される運用を安全に行うために必要な装備品を装備したものでなければならない。

６－１－２　６－１－１の装備品は、有効かつ確実にその機能を発揮することができるものでなければならない。

６－１－３　６－１－１の装備品には、その種類、機能及び運用の限界について適当な標識を施さなければならない。

６－１－４　航空機の装備品及びその系統は、航空機の安全な運用を損わないように装備しなければならない。

６－２　(略)

６－３　電気系統及び電気装備

６－３－１　(略)

６－３－２　蓄電池　蓄電池は、これに接続する装備品が航空機の予想される運用中適正に作動するため必要な電力を供給できるものでなければならない。

６－３－３　発電機系統　発電機系統は、これに接続する装備品が航空機の予想される運用中適正に作動するため必要な電力を供給できるものでなければならない。